

第4検討部会 会議録

会議の名称	第14回 第4検討部会
開催日時	平成20年2月13日(水)18時35分から21時31分
開催場所	川口市職員会館 会議室
出席者	(部会長)三宅副委員長 (委員)碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、塀和委員、光田委員、湯本委員、吉澤委員
会議内容	・市民参加の観点から議会を考える - 川口市議会とは -
会議資料	・市民参加の観点から議会を考える - 川口市議会とは - ・川口市自治基本条例策定委員会 第4部会 検討課題(部会長案) ・第2回運営調整部会会議概要 ・今後のスケジュールについて(案)
発言内容	市民参加の観点から議会を考える - 川口市議会とは - (総合政策課:押田次長) 1 市議会の役割 (1) 地方自治と市議会 ・憲法第93条第1項に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議決機関として議会を設置する。」と規定されている。また、その前条の第92条には、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づくべきこと」と明示されており、地方公共団体の組織及び運営は、住民自治を基本理念としていることは明らかである。 ・従って、地方公共団体の組織の要件とは、1点目は議事機関として議会を置くこと、2点目は地方公共団体の長を置くことであり、ともに住民が直接選挙することとなっている。 ・このことから、住民自治の理念に基づき、議会と長とが相互の牽制と均衡によって、公正な地方自治行政の運営を保障しようとの見地に立ち、住民の意思を議員と長が代表する仕組みとなっているのである。 ・しかしながら、このような「間接民主的」または「代表的民主主義」でも十分ではないところは、リコール制や直接民主主義制度が補完しているのである。 (2) 市民と市議会 ・議員は住民から選ばれていることから、極端に言えば、議員の一言一句は、住民の意見であり、住民の気持ちであると言うべきである。従って、議員が行う質問や質疑や討論は、同時に住民の疑問であり、意見であり、当然に、議員が表決において投ずる1票は、住民の立場に立っての真剣

な1票でなければならないと考えられる。

- ・また、憲法第15条では、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定められているように、議員もまた、住民の代表者であり、奉仕者であって、これが議員の本質と言うべきである。このことは、議員が住民の直接の選挙によって選任されることから、当然に導き出される自明の理なのである。
- ・一方、住民側から言えば、本来、住民が議員を選挙するに当たっては、住民個人の利害のみの立場に立つのではなく、全体の利害を考え、市全体の立場に立って1票を投ずるものであると言える。
- ・しかしながら、現実になされる議員活動では、必ずしもこの事が容易に実現できない場合が多々ある。特に、特定の施設（例えば火葬場）の設置場所や特殊な事業の実施、開発計画や企業の立地や誘致などに関しては、住民の意見が対立して関係議員がどのように行動したらよいかなど苦慮する場面が見受けられる。
- ・このような場面では、議員は2つの側面から判断が働くと言われている。1つには、議員は全体の代表者であり、奉仕者であるという全体的立場に立っての判断（一般的な意思による判断）。もう1つは、選挙において自らの選挙母体となる地区や組織の立場に立っての判断（分化的な意思による判断）であり、議員は、実に悩ましい問題を抱える場合がある。
- ・ある学者によれば、代表者たる議員は「その地区（選挙区・母体）の福祉に矛盾するからといって住民の福祉を無視し、住民の福祉に反するからといってその地区（選挙区・母体）の福祉を無視して良いと主張することができない」という地位を有するものであり、その意味では、「二つの義務を有し、二つの機能を行う」ことを必然的に宿命づけられていると述べている。
- ・これは、代表者たる議員には二つ義務と二つの機能を、一つに統合しなければならないという重大な使命を持つものと理解しなければならない。

(3) 市長と市議会

- ・市長（執行機関）と議会との関係は、基本的には対立的であり、いわゆる相互に抑制し、かつ均衡のとれた形で運営されなければならないものである。
- ・つまり、長の行き過ぎを議会がコントロールし、議会の行き過ぎを長がコントロールし、ともに行政の責任を住民に負うという仕組みであり、このことが「車の両輪」に例えられている。
- ・とりわけ、長には「執行権」を、議会には「議決権」を専属させ、相互

にその権限を分割し、それぞれの独断専行を抑制しながら、適正で効率的な行財政運営を目指すという、「大統領制」をとっているところである。

- ・例えば、予算については、その編成権、提案権、執行権は長に専属しているが、議会の議決がなければ執行できない建前がとられ、一方、議会は、その議決に当たって、状況によっては、修正も否決もできることになっている。

2 市議会の仕組み

(1) 議員定数

- ・議員の定数は人口に応じて法律で上限が定められており、現在の川口市議会の法定上限数は46人であるが、条例で6人減の40人（現議員数は39人）と定めている。
- ・因みに、川口市の人口数を議員数で割ると、議員1人当たり約12,500人となり、蕨市では3,888人、鳩ヶ谷市では3,333人と、議員1人当たりのウエートは比較にならないほど差がある。
- ・仮に、鳩ヶ谷市と合併したならば、人口は概ね56万人となり、法定上限数は、56人となる。
- ・なお、合併直後は、合併特例法により、定数特例、在任特例等々の制度が定められているが、これらを活用することには批判が多い。
- ・これまでの川口市議会の議員定数の変遷は、平成3年の選挙時までが48人で最も多く、平成7年の選挙時が46人、平成15年の選挙時が44人、そして、地方自治法の改正によって現在の上限数が用いられた平成19年の選挙時から40人となっている。
- ・なお、余談であるが、現在の最高齢議員は72歳、最年少議員は28歳で、平均年齢は49.95歳である。また、女性議員は現在8名で全体の2割となっている。

(2) 議長と副議長

- ・議長と副議長は議員の中から選挙で選ばれ、任期は議員の任期（4年）となっているが、川口市議会の場合は概ね1年ないし2年で交代している。なお、現体制である女性の正副議長の就任は、全国的にも珍しく、もちろん川口市議会の歴史上初めてのことである。
- ・基本的に議長は、対外的に市議会を代表し、議会の意思を外に向かって表わす立場にある。例えば、議会の代表として国や県に意見書、要望書等を提出し、連絡、協議などに当たっている。
- ・また、議長の内部的権限としては、議場の秩序保持権、議事整理権（議員の出席催告、執行機関の出席要求、議会の開閉、発言の許可等）、採決権（過半数表決において可否同数の場合はその可否を決定する権限）等々

である。

(3) 会派と議会運営委員会

- ・会派とは、議員が政治活動するために、主義や主張を同じくする同士でつくる一つのグループを言う。川口市議会では、自民党 16 人、公明党 9 人、共産党 6 人、民主クラブ 5 人という会派が存在する。この他に無所属議員が 3 人いる。
- ・また、議会の円滑な運営を図るため、議会運営委員会及び各会派代表者会議が設置されている。
- ・議会運営委員会は条例によって設置されるが、その構成は議員 3 人以上が所属する会派から〔交渉団体〕比率により選出し、12 名で構成している。また、委員会は、会期、議事日程、議案、請願の取り扱いなど、文字どおり議会の運営等について協議するものである。

3 市議会の仕事

(1) 議決権

議決権が及ぶ範囲については、地方自治法第 96 条第 1 項に制限列举されており、「条例の制定及び改廃」、「予算を定めること」、「決算の認定」、「税の賦課徴収、分担金、使用料、加入金、手数料の徴収」、「契約を締結」、「財産の交換、財産の譲渡、貸し付け、信託、負担付き寄附・贈与等」、「裁判に関すること」等々となっている。

(2) 選挙権

選挙とは、議長、副議長、選挙管理委員及び補充員を選挙することである。

(3) 同意権

同意権とは、副市長、監査委員、教育委員会の委員等の主要公務員の選任又は任命に関し同意することである。

(4) 検査権

市の事務に関する書類及び計算書を検閲すること、或いは市長等の執行機関に報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限で、99 条調査と言われている。

(5) 調査権

- ・代表的なものは 100 条調査と呼ばれ、「伝家の宝刀」と言われている。
- ・具体的には、議会の持つ重要な職責が十分果たせるよう、市の事務について調査できる権限である。この場合、虚偽の陳述、証言拒否などには、罰金、禁固刑などに処せられる極めて強力な権限である。

(6) 意見表明権

市の公益に関する事件について、議決機関としての議会の意思を決定し

て、外部に表明する権限である。

(7) 請願受理権

- ・ 議会は、住民の代表機関として、民意を広く行政に反映させるため、市の業務全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を有するものである。
- ・ 地方議会に対する請願とは、必ず紹介議員を必要とし、紹介議員を通じて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所、氏名を記載した文書で行うもので、その内容を議会において審査し、採択又は不採択を決定し、その結果を提出者に通知するものである。なお、採択を決定した場合は、執行機関に送付することになっている。

(8) 自律権

議会が国や県の機関や執行機関から、何ら干渉や関与を受けないで自ら規律する権限である。この自律権には、規則の制定、規律の決定、懲罰、議員の資格決定などを挙げることができる。

(9) その他の権限

- ・ 議員の権限としては、臨時議会の招集請求権、本会議の開議請求権、議案提出権、動議提出権、発言権、表決権、質問権、討論権などがある。
- ・ また、議員に課せられた義務としては、会議に出席する義務、委員に就任する義務、規律を守る義務、懲罰に服する義務、兼職の禁止、兼業の禁止〔請負行為の禁止〕などがある。

4 市議会のあらまし

(1) 定例会と臨時会

- ・ 議会には、定例会と臨時会の2種類があり、定例会は文字どおり定例的に開かれる議会で、川口市の場合、条例に基づいて原則3月、6月、9月、12月の年4回開催されている。また、臨時議会とは、必要のあるときに、特定の事件に限って審議するために開く議会のことである。
- ・ なお、議員が、臨時会を開くためには、議会運営委員会の議決、或いは議員定数の4分の1以上の者が請求する方法がある。

(2) 会議の諸原則

- ・ これは、「会議はこのように行うべし」とする法則であり、過去の幾多の会議経験から生まれた慣習法である。
- ・ 「議事公開の原則」(法115条)とは、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表の3つの要素からなっておりますが、例外的に秘密会とすることもできる。(出席者が1/2以上で賛成者は2/3以上の場合)
- ・ 「定足数の原則」(法112条)とは、原則的には、「議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定めら

れている。

- ・「過半数議決の原則」とは、民主政治の基本をなす「多数決の原理」に基づいているもので、議場に全議員（40人）が出席している場合、表決権を有しない議長を除いた39人のうち、その半数19.5人を超える数（過半数）、つまり20人以上の賛成によって決するものである。例外として、可否同数（議長の表決による）や特別多数議決（2/3以上が出席し3/4以上が賛成）などのルールがある。
- ・「議員平等の原則」とは、議員は法令上完全に平等であり、対等であるというものである。建前として、議員の任期、年齢、性別、信条、社会的地位の高低、得票数などに左右されないということ。
- ・「一議事一議題の原則」とは、会議において全て1件ずつ審議することを建前としているということ。
- ・「一事不再議の原則」とは、一度議会で議決した議題については同一会期中において再び議題にしないということ。
- ・「会期不継続の原則」とは、各会期がそれぞれ独立して前後の会期との関連性がなく、その会期中に議決にならなかった事件は、会期終了とともに審議未了・廃案になるということ。
- ・「委員会審査独立の原則」とは、委員会は本会議の予備的審査機関であることから本会議とは密接な関係があるが、これに拘束はされないということ。従って、理論的には、委員会の決定と本会議の議決が相反することもあり得る。（実際の少ない例）
- ・その他、議長の公正指導の原則、発言自由の原則、討論は反対論から交互に行う原則、討論は一人一回の原則、また、表決に関するものでは、可を諮る原則などがある。

（3）委員会

- ・議会内には、本会議の予備的審査機関として委員会が設置されており、委員会は、本会議から審査を付託された議案や請願などを専門的に審査する。
- ・議員名簿の裏面のとおり、委員会には常任委員会と特別委員会があり、川口市の常任委員会は、総務常任委員会、福祉環境常任委員会、経済文教常任委員会、建設常任委員会の4つが常設されている。
- ・また、自治法第109条は、「議員は、それぞれ1つの常任委員になるもの」と規定しており、川口市の場合でも議員全員が必ず一つの委員会の委員となっており、任期は条例で2年としている。
- ・特別委員会は、特定の事件を審査するために必要に応じて設置され、基本的には目的が達成されると消滅するものであるが、川口市の場合、常

- 設型として3つの特別委員会を設置し、さらに議員全員がそれぞれの委員となっている。「公有財産活用・災害対策特別委員会」、「少子高齢・青少年問題特別委員会」、「地域振興・環境対策特別委員会」の3つである。
- ・また、これとは別に、例年、決算を審査する決算特別委員会（12名）が設置される。（9月設置、11月審査、12月議会で承認）
 - ・さらに、議会運営委員会が設置される。

5 傍聴及び情報公開

- ・本会議は原則として公開することになっており、委員会の会議についても原則として公開することになっている。
- ・さらに、議会は、会議の傍聴や会議録の閲覧（図書館及び情報コーナー）などにより、議会の実情を広く見たり聞いたりできるようになっている。
- ・因みに、議会の傍聴席は定員88人であり、委員会は同時開催することから、各委員会の定員はそれぞれ3人となっている。

6 議会「改革」の時代

- ・何故、改革が必要なのかについては、戦後の体制を見直す必要が生じてきたということで、1990年後半から「改革」の時代が始まり、今日まで継続しているのである。
- ・さらに、景気の低迷が続き、自治体においては厳しい財政状況の中で、行政としては、財源の圧縮や組織の見直し、人員削減といった自主的な行政改革を進めているところである。
- ・これらを鑑みて、議会においても政治的なバランスといった意味で、改革に着手しなければならない状況になってきたということである。
- ・川口市議会では、3年前に議会改革小委員会という組織を立ち上げて以来、現在に至るまで議会の改革について検討しているところであるが、確実にその成果をあげており、今後も更なる進展を遂げられるものと確信している。
- ・その最たるものが、最も基本的なリストラ策である議員定数の削減であり、議員に使われる資金の削減である。
- ・こうしたことから、多くの議会では「議会改革運動」が起こっており、その代表的なメニューは、議会広報、CATV、ネット中継、傍聴規定の緩和、議員同士の政策討論、合意形成の活発化、質問等の方式のあり方（対面方式、一問一答方式）の検討、条例制定の充実（議員提出条例）、自己規律の強化（情報公開等）、議会事務局の強化（政策法務担当）となっており、先進自治体と言われている議会の報告では、こうした取り組み状況が広く紹介されている。
- ・しかし、これらは一例として紹介しただけで、迎合している訳ではない。

・他市がやっているからというのではなく、川口市議会としてできるものから確実にやっていただくことが重要と考えており、激動する社会経済情勢の中で、議会も行政も的確に対処しなければならないと考えている。

市民参加の観点から議会を考える

- ・市民と議会の関係から、議員であるお二人に話を伺いたい。(部会長)
- ・議員は、全市的な見地から考えることは当然であるが、一方で、地域にも非常に深く関わっている。町会を含む、あらゆる組織と関わりながら情報交換をしているため、必然的に議員活動のなかで、地域の要望事項等を行政に伝えることが多くなっていく。
- ・私が所属している会派(以下「会派」という。)の議員は市内全域にあり、それぞれがしっかりと地域のことを考えていけば、川口市全体を見ていることになると思っている。
- ・また、会派では月1回定例会議を行っているが、この際に議員間で様々な議論や意見交換、市に対する要望事項等を検討している。さらに、毎年10月から11月にかけては、翌年度の予算に反映させるため、市民の要望等をまとめて政策要望として市長に伝えている。
- ・先ほどの議員として全市的に判断するか地域的に判断するかということは、例えば、火葬場は議員誰もが必要だと思っているが、地域が決まったときに地域住民に対して賛成だということが言えるかどうかということで、大変難しい問題である。環境センター(朝日)ができるときもそうであったが、川口にとっては必要な施設であるが、地域にとっては忌避施設であるため、議員としての判断が揺らいだのは事実としてある。
- ・会派の議員は、地域を代表する性格から地域との繋がりが強いいため、議員は地域の声を踏まえて活動する傾向にあると思っているが、議員16人が所属する最大会派であるため、市の重大な決断を左右する立場にあることから、提出された案件を全市的な見地に立って、しっかりと責任持って精査する必要がある。
- ・案件を精査する場合、反対することによって、それが市民にとってよい結果にならない場合は反対しない。つまり、使用料・手数料などを値上げするような議題は、市民の立場を考えると反対したくなるが、値上げによって市民サービスが充実するのであれば、反対はしないということである。
- ・こうした検討が必要な案件は、大体イエス・ノーの半々に分かれるが、

どちらの立場に立つかは一つひとつの案件で違いがあり、大変難しい問題である。

- ・また、会派としての議員活動は、鋳物組合、機械組合、医師会など様々な団体や組合と最低年一回の勉強会を開催している。さらに、市民等から意見交換が求められれば、その場に出向いて行って意見交換会なども行っている。
- ・現在、議会運営委員会の委員長と議会改革小委員会の委員長をやっているが、市民に分かりやすい透明性のある議会を目指す観点から、議会改革は歩みを止めてはいけないものと考えている。
- ・この議会改革の議論に参加する委員は、各会派の幹事長クラスの方ばかりで、議論は非常に白熱している。合意形成には非常に難しいものがあると感じているが、会としては全員一致を目標としている。(しかし、各委員は会派の代表として参加しているため、どうしても一致しない面もある。)
- ・一般質問の形態に関しては、一問一答形式や対面方式にすることなどを研究はしているが、どれも一長一短がある。方向性としては、一問一答形式を推す声が議員の中でも多いが、議場を改修しなければならないなどの課題もある。
- ・さらに、CATVによる本会議の放映も検討しているが、予算が必要となってくる。インターネット配信については実現できそうであるが、結果はもう少し先になるかなという感じである。
- ・一昨年の12月まで市役所に在籍し、昨年の4月から議員になったが、職員の時に見ていた議員と実際になってみた議員とでは大きく違うと感じている。
- ・職員の時、議員は「地元のために圧力をかけてくる存在」というイメージが強かった。しかし、議員は職員と比べて身分が守られていないことや報酬額について平成7年から変わってないこと、さらに手取りは額面の3分の2あるかないかであることなど、想像とはかなりの違いがあり、議員活動のみで生計を立てるのは実際大変である。
- ・また、第2の報酬といわれる政務調査費については、全て領収書の添付が必要であることは言うまでもなく、折半上限6万円までという決まりもある。従って、政務調査費を使うにも、必ず自己負担があるため、使用の機会はかなり制限されている。
- ・金銭的な部分については、財政難から報酬の改定が期待できないこと、透明性が今以上に高まること、さらに月額制から日当制になるかもしれない

ないことなどから、将来的な展望（希望）はあまり持っていない。

- ・さらに議員活動は、地域の方々の意見や要望を市政に反映させるといった、大変魅力ある仕事であるが、一方では、土日もなく 365 日 24 時間体制で休みも満足にないような状況である。従って、俗に言われる報酬や政務調査費が高いと言うことは全く感じていない。
- ・結局、議員活動のみの議員は、4 年ごとの選挙で当選しなければ、無収入となってしまふことから、サラリーマンでも議員になれるよう夜間議会にするとか、落選しても身分が保証されるような仕組みがあれば、もっと色々な人材が出てくるのではないだろうか。
- ・私は、これからの議員活動を考えたときに、会派としての立場並びに地域としての立場及び全市的な立場の 3 つの輪の重なったところで、皆さんに恩を返しながらしっかりと活動していきたいと考えている。
- ・議会は歴史の蓄積そのものであるため、一気に大きく変えていくということが難しいとの見解が示された。また、議員となる人材をどのように供給していくかについての問題提起があった。ここからは、特に限定しないので、各委員から質問や意見をいただきたい。（部会長）

（質疑応答）

- ・川口で予算特別委員会を設けていないのは、議会は市長提案の予算案をそのまま承認するということなのか。予算特別委員会があったほうが、住民の意見が反映されやすいのではないか。
予算特別委員会は設置してないが、議員は必ず 1 つの常任委員会の委員になっており、それぞれの委員会には予算の審議を付託している。従って、全議員はそれぞれの委員会で予算審議に関わっている。逆に予算委員会を設けると、議員全員が予算に関われないといった問題が発生する。実際、他市で予算委員会を設けているところもあるが、結局、全員が委員会に参加しているケースが見られる。（事務局）
- ・100 条調査は昭和 52 年以降行われていないとのことだが、51 年に何があったのか。また、会議録は公開しているのか。
このときの調査は、国鉄への市有地払い下げに関わってお金がどうなったのか、という調査だったようだ。（事務局）
調査に関わる委員会の会議録は申請に基づいて公開しているが、インターネットでは公開していない。さらに、委員会では忌憚のない意見をぶ

つけることが想定されていたので、会議録は要点筆記となっている。昔は公開を想定していなかったためと思われるが、今後の課題であると思っている。(事務局)

- ・ 議会は、予算の認定、決算の審査、監査など行政をチェックすることが役割であるとの説明があり、議会と行政は対立関係にあるとのことであったが、市長には4,000人からの職員がついていることから、情報量や専門性などの観点から議員との差は歴然としており、議員活動をサポートする体制が十分でないと考えられる。
 - ・ また、先ほど指摘されていたが、1期4年の任期では、サラリーマンはなかなか議員になれない点なども問題であり、夜間議会などの議会改革も必要であると思っている。
 - ・ さらに選挙の公費負担については、不明確な点が多く、もっと明らかにしていく必要があると感じている。
 - ・ しかしながら、政務調査費の領収書添付が川口市でも始まったのはいいことだと思っており、市民との対話の機会をもっと増やすことができるならば、政務調査費は有効であると考えている。
 - ・ 各地で地方議会をよくしようとする活動が行われているが、こうした議会改革に果敢に向かっていく姿勢が大切である。現段階では、川口は改革ではなく改善であると思っている。
- ・ 慣習として続いていることの中には改善しなければならないこともあるかもしれないが、領収書を1円単位にしなければならない状況というのは悲しいことだと思っている。選挙の公費負担についても、実際に請求しているのは業者であって議員ではないのに、ある一部分だけがクローズアップされて報道されたりしている。
- ・ 議会(議員)が市民の意見を効果的、効率的にくみ上げるためには、どういった制度や仕組みが必要だと思うか。議会と市民の双方のコミュニケーションを活性化するための仕組みについて、どのようなことが考えられるのか。(部会長)
- ・ 現実的に一番意見を聞きやすいのは町会である。その他にPTAの会合なども有効な手段であり、日頃から様々な団体との繋がりを持つことで、市民の意見を幅広く聞くことができると思っている。(現実にそうしている。)

- ・また、こうした集まりに出向く以外にも、幅広く市民とふれあう機会として「市政報告会」を行うなどの方法もある。
- ・さらに、議会改革について、もっと市民が関心を持ってもらえるよう、青空議会、出前議会、夜間議会、広報の充実などが考えられる。
- ・しかし、それぞれに一長一短があり、例えば、市政報告会を開いても人が集まらない、夜間議会を開くとなれば職員も残る必要があるため経費が係る、広報紙を出してもどの程度読まれているかという疑問とどれだけの費用が係るかという費用対効果の問題などがある。
(現在、川口市議会は単独で広報紙を出していない。)

- ・傍聴については、議場に来ている方は少数であり、もっと市民に議会に関心を持ってもらう必要があると思っている。例えば、国会質疑のように一問一答形式にしたら、もっと関心を持ってもらえるのではないか。
- ・現在行っている広報活動は、会派ごとの広報紙の発行である。しかし、1万部発行しても市民からの反応はなく、反響を得ることは非常に難しいと思っている。
- ・また、以前に町会会館で市政報告会を行ったが、数人しか集まらないことがあった。
- ・私も、議員1期目のときに市政報告会を開催したが、なかなか人が集まらない、集めるのが難しいなどの理由から、結果として行わなくなった。
- ・それよりも、町会活動を利用したほうが大勢の人とのふれあいがあり、わざわざ集まってもらうようなこともないので、地域との関係を築くのに最適だと思っている。

委員が個人的に作成したメモ等の取扱いについて

- ・当部会の会議録については、要点筆記の他の部会と違ってかなり詳細なものを作成しており、当然、発言の要旨は全て反映させている。
- ・メモを会議録に添付することは、発言していない内容まで会議録に含まれてしまう可能性があり、議論していないことまで会議録に含まれていいのかとの判断から、会議録には添付していない。(事務局)
- ・これまでに個人的に作成されたメモが提出されているが、これらを市が受け取ったかどうか、さらにこれらが検討材料になっているかどうかに関心がある。

- ・従って、第 12 回の会議で私が提出したメモを会議録に添付してほしい訳ではない。しかしながら、発言が十分でないところを補完するためにメモを作成しており、ただ提出しただけという取り扱いは心外である。また、会議での発言内容は会議録に記録されているというが、会議録では 1~2 パラグラフ（段落）しか取り上げられていないので、十分に意図を伝えるためにメモを作成している。
- ・委員からのメモ等については、公式記録に残ることが大事だと思っている。なぜならば、今後議論の対象になるかもしれないし、こうしたメモから条例の項目になるものもあるかもしれない。そうした場合に、外部からの照会や閲覧に対して、委員からどのようなメモ等が提出されたか分かることは重要ではないかと考えている。
- ・市が受け取って検討対象としたということは、第 4 検討部会が受け取ったのではないということか。（部会長）
市が受け取ったということは、第 4 検討部会の検討材料にできるということになる。
メモには、委員の考えが示されていることをしっかりと認識し、会議の資料とすべきである。
- ・この場合は市ではなく、検討部会が検討材料にしたかどうかによって、全体会などで資料として紹介されるということになると思うがどうか。
であるならば、検討部会の資料としていただきたい。
- ・他の委員もメモを提出しているが、この扱いはどうするのか。（部会長）
他のメモについては、提出者の判断に任せていいと思う。少なくとも私のメモは正式な資料として採用（添付）してほしい。
- ・口頭でも文章でも同格の発言だと思っているが、検討材料（議論の対象）になっていないものまで、文章だからといって取り上げるのは平等に反するのではないか。
- ・第 12 回の会議にレポートの提出は求められていなかった。これでは、特定の個人の意見がクローズアップされるので平等ではないと思う。
誰でもメモを提出できるという面では平等である。
- ・合意形成の結果としてのメモ（レポート）であればいいが、第 12 回の

会議で提出されたメモはあくまで個人的な意見なので、特別扱いするのは適当ではないと思う。

限られた時間の中で、自分の発言（考え）を十分に理解してもらうためにメモを提出している。従って、記録として残してほしい。

- ・会議の席上でメモを配布し、全員が確認しているので、考えは十分理解されていると思うがどうか。
- ・第 12 回の会議で提出されたメモについては、委員の名前とメモの提出があったことを会議録に明記するとともに閲覧可能なものとする。しかし、会議録には含まないこととする。
- ・また、第 11 回以前については、遡及しないこととする。
- ・さらに、今後提出されるメモの取扱いは、テーマに関係し議論に発展したもののや発言内容全般に深く関わるメモは資料として保管するが、勉強用や単に発言を補完するものについては、特に会議録等には残さないこととする。（部会長）

一同異議なし

〔第 12 回の会議には、3 委員からメモの提出があり、結果として淀委員、堀和委員のメモを資料として保管することになった。〕

運営調整部会の開催について

- ・3 月 24 日の運営調整部会のあとに第 17 回の会議（3/26）が予定されている。従って、運営調整部会では経過報告になっている。

次回部会のテーマ

- ・運営調整部会から、スケジュール案、素々案作成のあり方、専門組織の設置などについて、各検討部会の意見をまとめてほしいとのことで、次回までに各自考えてきてほしい。
- ・また、本日配布した「検討課題（部会長案）」を次回議論したいと考えている。1 点目は、これまでも議論してきたと思うが、川口市政を市民に親しみやすくするためにはどうすればいいのか。2 点目は、条例自体を

	<p>市民に親しみやすくするためにはどうすればいいのか。これらは、分量上の問題（条・項・号数）と形式上の問題の2つが論点になると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従って、皆さんには今までの議論と資料を確認してほしい。特に第2回全体会資料と4先行事例の一覧表を確認してほしい。 ・条例に設けるべき項目については、十分な議論ができていない。項目の洗い出しは大変重要な作業である。従って、議論は4月までかかるかも知れないが、他の部会との関係もあるので、慎重・丁寧且つ迅速に行わなければならないだろう。（事務局） <p>第3回運営調整部会や第4回策定委員会（全体会）の予定は既に決まっているので、第4部会として意見がまとまったところまで、或いは議論できたところまでを報告し、継続して検討していくという整理もありうるだろう。（部会長）</p>
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> ・次回は2月28日18時30分から。 ・3月については、12日と26日の開催。